

令和元年度版

# 監査のあらまし



出世大名家康くん

©浜松市

浜松市監査事務局

# 目次

	ページ
1 監査の目的	1
2 監査等の種類とその概要	1
(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等	
ア 定期監査	
イ 決算審査	
ウ 例月現金出納検査	
エ 基金の運用状況審査	
オ 財政健全化及び経営健全化審査	
(2) 監査委員が必要があると認めた時に行う監査	
ア 行政監査	
イ 随時監査	
ウ 財政援助団体等に対する監査	
(3) 要求や請求に基づいて行う監査	
(4) 外部監査	
3 監査の効果	5
4 監査体制	6
(1) 監査委員	
(2) 監査事務局	
5 平成30年度の監査等実施状況	7
6 各監査等の主な事例	8
(1) 定期監査	
ア 財務監査	
イ 工事審査	
ウ 学校検査	
(2) 決算審査	
(3) 例月現金出納検査	
(4) 基金の運用状況審査	
(5) 財政健全化及び経営健全化審査	
(6) 行政監査	
(7) 随時監査	
(8) 財政援助団体等に対する監査	
ア 財政援助団体への監査	
イ 出資団体への監査	
ウ 公の施設の指定管理者への監査	
(9) 住民監査請求に基づく監査	



## 1 監査の目的

監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、下記のチェックポイントを視点として行います。市政運営の監視、評価及び指導を行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

### チェックポイント！

- 事務執行は正確か
- 効果的な方法か
- ルールに従っているか
- 無駄はないか
- 目的にかなっているか



## 2 監査等の種類とその概要

監査委員による監査を通じて、適正かつ効率的な行財政運営が行われ、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を行っています。

以下、地方自治法を「法」、地方公営企業法を「公企法」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を「財政健全化法」とします。

### (1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等

監査区分	内容
ア 定期監査 〈法第 199 条第 1 項、 第 4 項〉	会計年度ごとに次の事項を主眼に実施します。 【財務監査】市の財務に関する事務の執行が、合理的かつ効果的に行われているか。 【工事監査】市が行っている公共工事が適正に行われているか。 【学校監査】市の小・中学校等が、適正かつ効率的に運営されているか。
イ 決算審査 〈法第 233 条第 2 項、 公企法第 30 条第 2 項〉	決算書その他関係書類に基づき、計数を確認し、予算が合理的かつ効率的に執行されたか、また、事務事業の目的が達成されたかどうかを主眼に実施します。

監査区分	内 容
ウ 例月現金出納検査 ＜法第 235 条の 2 第 1 項＞	会計管理者及び企業管理者の保管する現金の 在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認 し、現金の出納事務が適正に行われているかど うかを主眼に毎月実施します。
エ 基金の運用状況審査 ＜法第 241 条第 5 項＞	市が、定額の資金を特定の目的に沿って運用 するために設置した基金の運用状況について、 決算書に基づき、計数の正確性はもとより、設 置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われ ているかどうかを主眼に実施します。
オ 財政健全化及び経営健全化 審査 ＜財政健全化法第 3 条 第 1 項、第 22 条第 1 項＞	審査に付された財政健全化判断比率・公営企 業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎とな る事項を記載した書類が、適正に作成されてい るかどうかを主眼に実施します。

## (2) 監査委員が必要があると認めた時に行う監査

監査区分	内 容
ア 行政監査 ＜法第 199 条第 2 項＞	事務の執行が、合理的かつ効率的に行われて いるか、また法令等の定めるところに従って適 正に行われているかどうかを主眼に実施しま す。
イ 随時監査 ＜法第 199 条第 5 項＞	定期監査に準じて実施します。
ウ 財政援助団体等に対する 監査 ＜法第 199 条第 7 項＞	次の財政援助団体等を対象に、出納その他事 務の執行が法令等に準拠して適正に行われてい るかどうかを主眼に実施します。 【財政的援助をしている団体、出資している団体】 ・目的どおりの事業成果を挙げているか。 【公の施設の指定管理者】 ・市民が安全に、安心して施設を使用でき るよう適正な維持管理をしているか。 ・市民サービスの向上につながっているか。

このほかに、指定金融機関等が取扱う公金の収納又は支払事務に関する監査  
があります。

### (3) 要求や請求に基づいて行う監査〈法第 75 条ほか〉

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 住民監査請求に基づく監査
- オ 職員の賠償責任に関する監査

住民監査請求の流れは次ページに記載していますが、ホームページでもご覧になれます。

浜松市トップ > 「監査 手引」 で検索



監査 手引

検索



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/tebiki.html>

### (4) 外部監査〈法第 252 条の 27〉

監査委員による監査とは別に、「外部監査」があります。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の 2 種類があります。

#### 包括外部監査

法律の定めにより、弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約し、各年度 1 回以上、特定のテーマを決めて行います。

※ 平成 30 年度：テーマ「水道事業に係る事務の執行について」

#### 個別外部監査

市民、議会、市長の請求等によって行います。

※ 平成 30 年度：請求なし

包括外部監査に関する事務については、政策法務課（TEL053-457-2798）が担当しています。

また、包括外部監査の結果はホームページでご覧になれます。

浜松市トップ > 「包括外部監査」 で検索



包括外部監査

検索

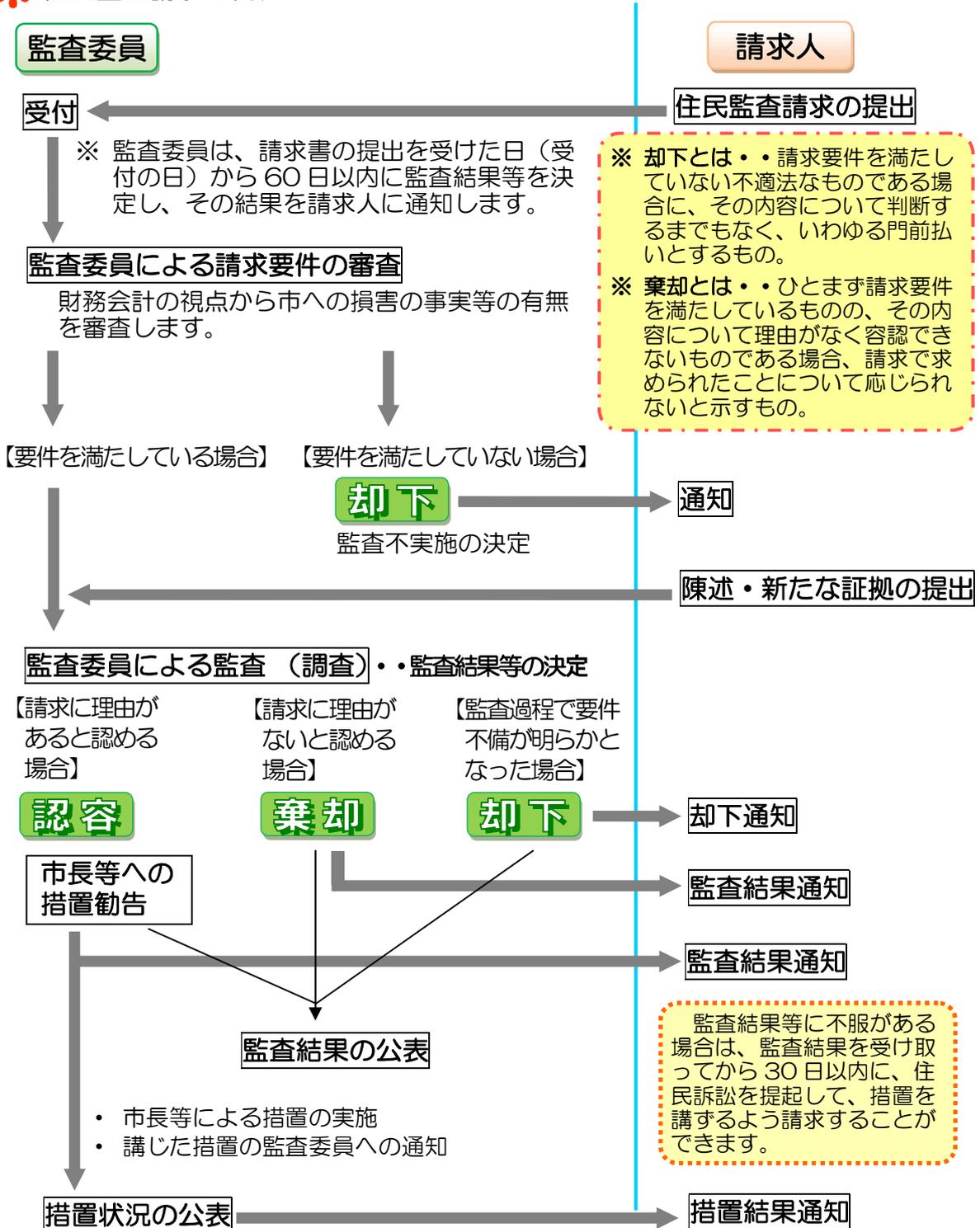


<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/gaibukansa/index.html>

※前ページ (3) 要求や請求に基づいて行う監査より  
**●住民監査請求に基づく監査〈法第 242 条〉**

住民監査請求は、市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することなどができる制度です。

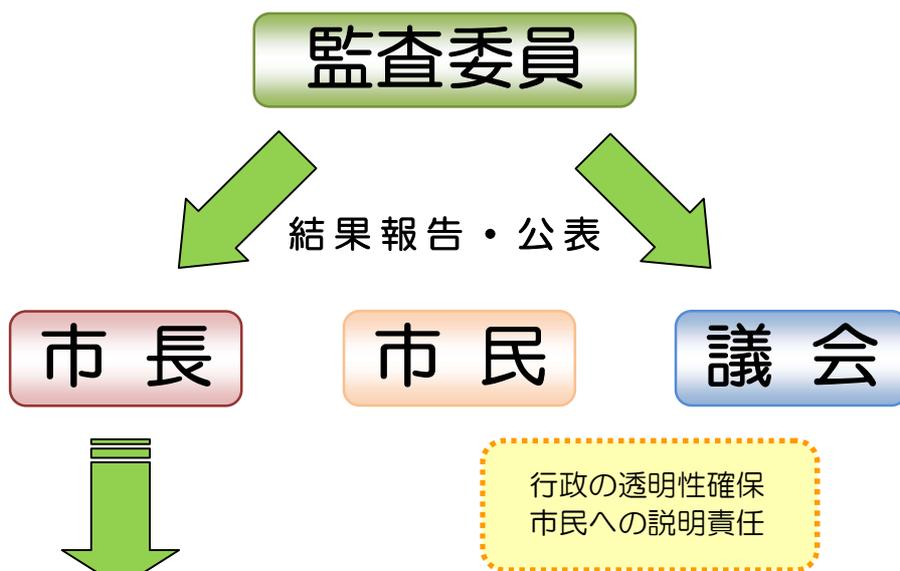
**＊ 住民監査請求の流れ**



### 3 監査の効果

監査委員は、監査結果を「監査結果報告書」として市長や議会に報告します。指摘を受けた所管課が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置」として同様に報告します。

監査という仕組みがあることによって、不適切な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。



#### 効果

- ・ 監査が定期的に行われることにより緊張感が生まれ、業務を適正に行うよう意識が高まります。
- ・ 過去に指摘され、同じ原因で不適正であったりした類似の事業が精査され、再発の防止になります。
- ・ 複数の職員によるチェック体制が意識されることにより、不正を未然に防ごうとする意識が高まります。
- ・ 各業務においてマニュアルやチェックリストなどが作成され、誤りの防止につながります。
- ・ 他の部署への指摘を参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有される等内部統制の強化が図られます。

監査は後が肝心  
なのじゃ！



## 4 監査体制

### (1) 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき設置が義務付けられた執行機関で、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から、市長が議会の同意を得て選任します。

浜松市では4人の監査委員が監査を行い、合議（ごうぎ）※により監査の結果に関する報告を決定しています。それを報告書という形で市長や議会に提出し、公表することで、公正かつ能率的な行政運営を確保することを使命としています。

※ 合議（ごうぎ）とは、2人以上が集まって、一定の方向や結論を見出すべく相談すること。

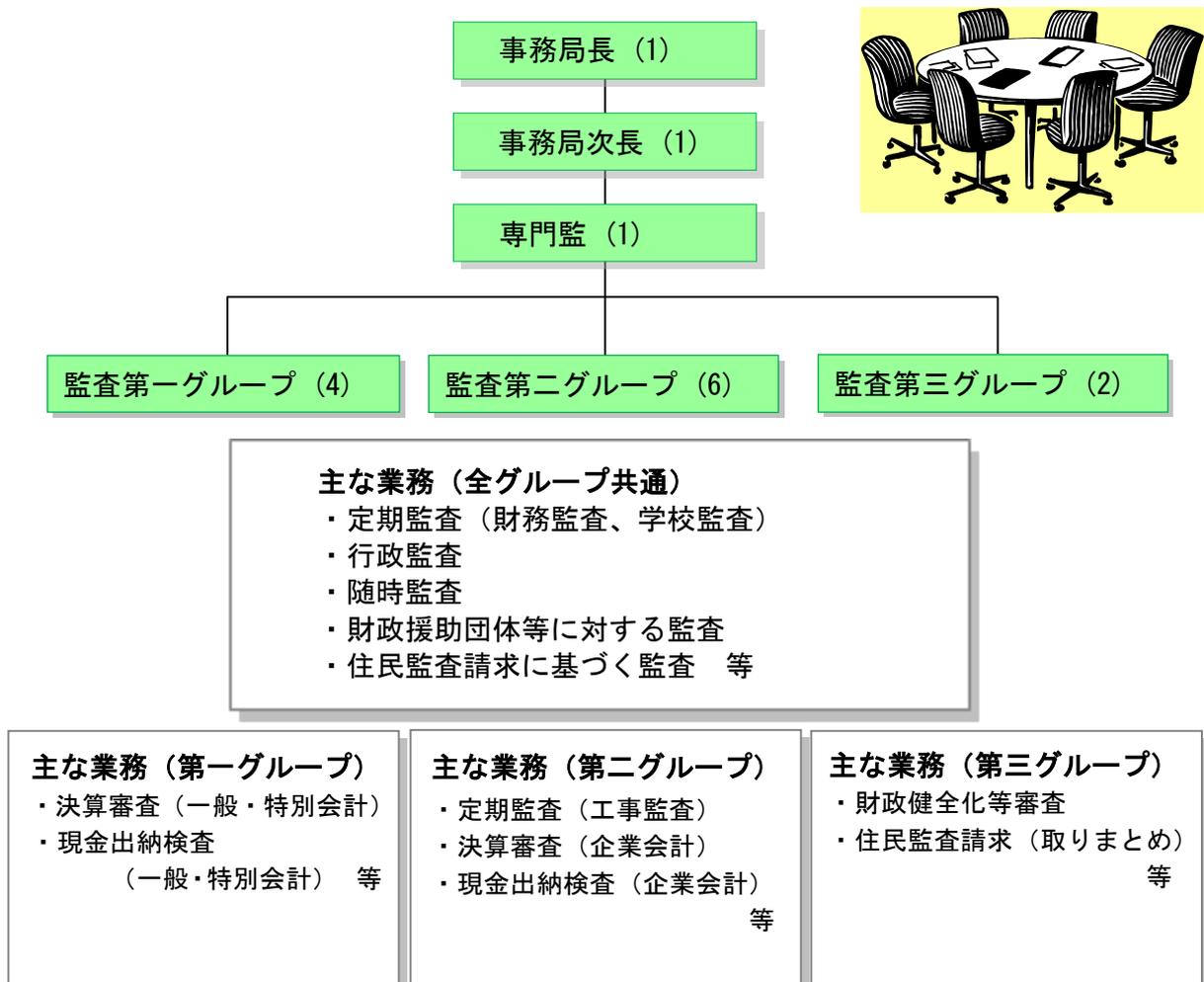
### (2) 監査事務局

監査事務局は、監査委員の事務を補助する組織です。

庁内公認会計士及び庁内弁護士を非常勤職員として採用するほか、工事監査における調査事務の一部を外部委託するなど、専門的知識や民間の視点を活かすことで監査の充実・強化を図っています。

#### ●監査事務局組織図（平成31年4月1日現在）

※ 括弧内は人数



## 5 平成 30 年度の監査等実施状況

浜松市監査委員が平成 30 年度に実施した監査、検査及び審査の実施状況を紹介いたします。

市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査等を行いました。なお、監査等に必要な調査の一部は、調査機関に委託し、その意見を参考としました。

監査区分		実施状況【指摘件数等】			
		実施	指摘	指導	意見
定期監査	財務監査 (行政監査含む)	109 課	2 件	197 件	16 件
	行政監査	2 課	0 件	0 件	2 件
	工事監査	9 工事	0 件	2 件	0 件
	学校監査	24 校	0 件	23 件	1 件
決算審査		各会計とも適正であると認められた。			
例月現金出納検査		現金の出納保管状況は適正であると認められた。			
基金の運用状況審査		適正に運用していると認められた。			
財政健全化及び経営健全化 審査		いずれも適正に作成されていると認められた。			
随時監査	公営企業会計	3 会計	1 件	11 件	0 件
	財務事務等	1 課	0 件	0 件	1 件
財政援助団 体等に対す る監査	財政援助団体	4 団体	0 件	1 件	0 件
	出資団体	4 団体	0 件	4 件	1 件
	指定管理者	5 団体	1 件	10 件	1 件
住民監査請求に基づく監査		請求が 1 件あり、その一部を却下し、その余を棄却しました。			

### 指摘（公表）

法令・条例・規則・要綱等に違反しているもので、是正及び改善を要するものなど

### 指導（非公表）

指摘には至らない比較的軽易と認められるものなど

### 意見（公表）

執行機関に改善・検討などを促し、注意を喚起する必要があるものなど

## 6 各監査等の主な事例

平成 30 年度に実施した監査、検査及び審査のうち、主な事例を紹介します。  
なお、各種監査の結果は、浜松市ホームページにある監査事務局のページや図書館等でもご覧になれます。

監査結果に基づく措置や住民監査請求の手引き等、様々な情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

浜松市トップ > 「監査結果」 で検索    

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/kansa.html>

### (1) 定期監査

ア 財務監査 実施 109 課（指摘 2 件、指導 197 件、意見 16 件）

#### 監査結果

財務に係る事務の執行について監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められました。  
ただし、一部の事務において改善を要する事項が見受けられました。



#### 指摘

平成 29 年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務委託契約において、受託者は使用料について「収納の日又はその翌日までに浜松市指定金融機関等に払い込むこと」と規定していますが、次のとおり契約に基づいた払い込みがされていない状況でした。①レンタサイクル使用料 198 日のうち 67 日分、②仮設更衣室内ロッカー使用料 2 日のうち 1 日分、③弁天島海浜公園駐車場・舞阪表浜駐車場共通回数券販売金 141 日のうち 48 日分。

現金の取扱いについては、契約書に基づき、適正な事務処理を行うよう求めました。



#### 改善措置

上記について、回収した現金は収納の翌日から起算して 7 日以内に浜松市指定金融機関等へ払い込むよう契約書の変更を行い、現金出納事務チェック表を記載させ、月に一度市に提出することで管理体制を強化するよう是正しました。

※改善措置内容は、所管課からの報告後、議会に報告し、ホームページに掲載します。

## イ 工事監査 実施 9 工事（指摘 0 件、指導 2 件、意見 0 件）

### 監査結果

いずれの工事においても、おおむね適正に処理されていると認められました。

## ウ 学校監査 実施 24 校（指摘 0 件、指導 23 件、意見 1 件）

### 監査結果

監査を行った 24 校から 12 校（小学校 8 校、中学校 4 校、）を抽出し、現地調査したところ、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において改善の検討を要する事項が見受けられました。



### 委員意見

小・中学校の私費会計の取扱いについて、各学校において「私費会計事務の管理状況点検チェックシート」を作成し、自己点検したチェックシートを教育委員会が回収し、未対応の学校に対し是正を促していますがチェックシートの活用が十分になされていない状況が見受けられました。これは現金管理リスクに関する認識が希薄であることや教育委員会と学校現場の相互理解が不足していることなどが考えられます。

教育委員会に対し、現状をより深く理解するため、学校現場に出向き、早急に私費会計の書類の確認を含めた実務状況の調査を行うよう求めました。



## (2) 決算審査

### 審査結果

一般会計及び特別会計の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数はいずれも正確で、歳入歳出予算の執行は適正であると認められました。

また、各公営企業会計の決算書とその附属書類は法令に基づき作成されており、決算諸表の計数はいずれも正確で、予算執行状況、経営成績及び財政状態に係る表示については、いずれも適正であると認められました。



### 委員意見

#### 【一般会計・特別会計】

「少子高齢化の急速な進展に伴う社会保障費の増大や公共施設・インフラ施設の老朽化に対応する適切な維持管理に係る財政需要の増大に加え、生産年齢人口の減少により長期的かつ安定的な財源確保に十分な見通しを持つことが困難であるなど、今後も厳しい財政状況が予想される。財政運営の健全性を確保し、直面する行政課題に対応しながら、将来を見据えた持続可能なまちづくりを継続していくため、引き続き予算・財源の確保に努めるとともに、事業の検証、選択と集中により更なる効率化・最適化を図っていくことが求められる。」とし、次の項目等について意見をしました。

- ・ 健全な財政運営の推進
- ・ 収入率の向上と適正な債権管理
- ・ 適正な固定資産台帳の作成
- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 浜松市企業立地補助金返還金の収入未済について
- ・ 大型観光プロジェクト事業への今後の対応

#### 【公営企業会計】

「各企業において「新公立病院改革プラン」、「浜松市水道事業ビジョン」、「浜松市下水道ビジョン」を策定し、維持管理や更新に係る費用の抑制、料金体系の適正化等による経営基盤の強化に取り組んでいるところである。各企業は、事業がこれらの計画に沿って的確に行われているか評価を行うとともに、経営環境の変化に迅速に対応するため、運営の裏付けとなる財務情報や指標等の分析を丁寧に行うことで、将来にわたり安定的に事業を継続することができるよう、なお一層の経営健全化に取り組まれない。」とし、次の項目等について意見をしました。

- ・ 固定資産の管理等（病院事業会計）
- ・ セグメント情報の活用等（水道事業会計、下水道事業会計）

### (3) 例月現金出納検査

#### 検査結果

会計管理者等の所管に係る現金の出納及び保管状況について、出納事務手続、帳簿及び書類の整理の適否、さらには検査調書と会計諸帳票の計数を照合したところ、いずれも正確であり、かつ適正に処理されていました。

### (4) 基金の運用状況審査

#### 審査結果

基金運用状況報告書について審査したところ、その計数は正確であり、その設置目的に則して適正に運用していると認められました。

### (5) 財政健全化及び経営健全化審査

#### 審査結果

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の財政指標の総称）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

また、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

### (6) 行政監査(特定の事案によるもの) 実施2課(指摘0件、指導0件、意見2件)

#### 監査結果

職員による不祥事が発生しました。

ア 職員による道路交通法違反（酒気帯び運転）の不祥事が発生しました。

イ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の違反容疑で職員が逮捕される不祥事が発生しました。

上記ア、イとも、市民の信頼を著しく損ね、市政に重大な影響を及ぼしたと認められました。

#### 委員意見



失った信頼の回復に向け、再発防止に向けた対策をしっかりと図り、これまで以上に公務員倫理の保持及び法令の遵守を徹底するよう求めました。

## (7) 随時監査 実施 公営企業 3 事業会計、情報政策課

(指摘 1 件、指導 11 件、意見 1 件)

### 審査結果

病院事業、水道事業及び下水道事業の公営企業会計、情報政策課の情報管理のあり方を対象に監査を実施した結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において改善を要する事項が見受けられました。



### 指 摘

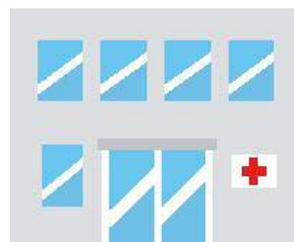
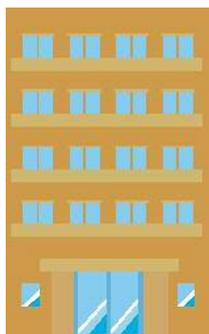
病院事業において、「出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならない。」と規定していますが、検査を行っていない状況でした。

地方公営企業法施行令に基づき、適正な検査を行うよう是正を求めました。



### 改善措置

上記について、浜松市病院事業会計規程に検査に関する条項を設けるとともに、出納取扱金融機関等に対する検査を実施しました。



## (8) 財政援助団体等に対する監査

### ア 財政援助団体への監査

実施 4 団体（指摘 0 件、指導 1 件、意見 0 件）

#### 監査結果

財政援助団体を対象に監査を実施した結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

### イ 出資団体への監査

実施 4 団体（指摘 0 件、指導 4 件、意見 1 件）

#### 監査結果

出資団体を対象に監査を実施した結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

ただし、一部の事務において改善の検討を要する事項が見受けられました。



#### 委員意見

株式会社なゆた浜北は、平成 26 年度に策定した長期修繕計画によると積立金の不足が見込まれているにもかかわらず、管理者として積立金の見直しを行っておらず責務を十分に果たしていないと思われるため、団体を所管する課に対し業務内容や課題を適切に把握し、指導助言するとともに、団体が設立された所期の目的達成に向け、その運営に努めるよう求めました。

監査結果を真摯に受け止めてもらい、みんなでより良い浜松にしたいのじゃ！



## ウ 公の施設の指定管理者への監査

実施 5 団体（指摘 1 件、指導 10 件、意見 1 件）

### 監査結果

指定管理者を対象に監査を実施した結果、おおむね適正に事務が行われていると認められました。

ただし、一部の事務において改善を要する事項が見受けられました。



### 指 摘

天竜ポート場において、浜松市天竜ポート場条例第 4 条に定める日以外に休場とした日があったが、臨時に休業する場合に必要な市長の承認を得ていない状況でした。

休日の取扱いについては、条例に基づき、適正な事務処理を行うよう是正を求めました。



### 改善措置

臨時に休場する場合の手続について、指定管理者に対し必要となる申請様式等を確認し、市長への承認を得ることを徹底するよう指導しました。

また、施設の開場、休場を確認するため開場計画表等で所管課において確認を実施するとともに、臨時休場についてホームページ等で告知を実施しました。

## (9) 住民監査請求に基づく監査

### 監査結果

平成 30 年度は 1 件の住民監査請求がありました。

引佐町地内で発生した地すべりにより、市所有の法定外道路の一部が崩落したことに関し、財産管理を怠っているとして、必要な措置を求める請求について、①「当該地すべりにより崩落した里道の現況調査と復旧」を求める請求については、財産の管理を怠る事実があるとは認められないことから棄却しました。また、②「採石場敷地境界における里道等私有財産の現状確認と財産保全維持の対策」及び③「隣接地所有者と地元住民への里道復旧と対策について説明会の実施」については、監査の対象とは認められないため却下しました。



浜松市  
HAMAMATSU CITY

令和元年度版 監査のあらまし

令和元年7月発行

【発行】浜松市監査事務局

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2  
TEL (直通) 053-457-2391